

## 第8回交渉会 会議録

日 時 平成27年9月17日(木) 10:00~12:10

場 所 みそら自治会集会所ホール

出席者(みそら)廣畠自治会会长、山口副会長、青柳副会長、日和事務局長、狩野総務部長、

森田対市交渉委員、小川対市交渉委員、辻対市交渉委員

(市)本田環境経済部部長、宇田環境経済部次長、荒木廃棄物対策課長、岩井主査補、上原副主査、

日比野主事、池田主事

(オブザーバー) 林田全国都市清掃会議技術部課長

### 市職員紹介 (省略)

#### ○みそら

本日は全国都市清掃会議の方が来ているという事でよろしくお願ひいたします。座らせていただいて挨拶させていただきたいと思います。本日は大変お忙しい中、四街道市のごみ処理施設の円滑な解決に向けて市のアドバイザーとしてお越し下さいました事に感謝申し上げます。聞くところによりますと林田さんは全国のごみ処理問題に携わられ、高い見識で且つ熱心にこのごみ処理施設問題にあたられていると聞いております。しかしご承知のようにこのごみ処理施設問題は、様々な異なる問題を抱えております。同じ条件の地域はないと思います。林田さんも同じような認識でおられると理解しております。みそらの焼却場は昭和56年から住民の反対運動が始まりました。建設はその前なのですけれどもこれまで3度4度にわたり市は約束違反をしてきました。8月26日に市とアドバイザー契約を結ばれたと聞いております。それから日も浅い事からこれらの過去の歴史をすべて理解されているとは到底思えないので、それは理解しております。少なくとも平成19年に市とみそらが交わした確認書の内容、それから今日までの経過について市当局から十分な説明を得られ、認識されていると思います。言うまでもなくごみ処理施設問題の解決には、法令上の手続きや計画から建設までの物理的な制約、それを進めるためのマンパワー等々があると思いますが、これらを円滑に解決するためには35年にわたり我慢をしてきたみそら地区及び山梨地区のみなさまの心情および平成20年8月に市に裏切られたにもかかわらず再度新施設の建設を今依頼している吉岡地区の心情の理解なくしてこの円満な円滑な解決はできないと思っております。従ってこれから林田さんの具体的な説明を受ける前に今話しました点について林田さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

#### ○林田 (全国都市清掃会議)

ただいまご紹介に預かりました林田です。

○みそら

林田さんでいらっしゃいますね。会長の廣畠と申します。よろしくお願ひいたします。

○林田（全国都市清掃会議）

自己紹介させていただきますと私は東京都の清掃局において、ごみの運営あるいは建設にかかわってまいりました。その後全国都市清掃会議に勤めておりまして現在で9年になります。東京都の方では現在25箇所のごみ処理施設がございまして私は3箇所ほど建設に携わりました。会長さんがおっしゃられたようにごみ処理施設の建設というのはいろんな想いがあろうかと思います。こちらもそうかと思いますけれども、いろんな反対運動もございますしなかなか円滑に進まない。そんな中で住民の方々とこのような形でお話させていただいた事も何度かございます。そういう面では完全にみそら地区の方の想いがわかっているかと申しますと私の方がわかっていないのかもしれませんけれども、できるだけみなさんの想いを受け止めてお話をさせていただければと思います。特にこちらの施設は平成27年3月には稼動停止しなければならなかった施設だという事もございますので、それがなかなか進まなかつたという面でできるだけ早く施設を停止させたいという想いは聞いております。ただまあ建設に伴ってはいろんな手続きがございます。更に建設期間ということでいろんなご意見がおありだという事でいろんなお声を聞きながら私も今まで経験した中で実情についてお答えできたらなという事でよろしくお願ひいたします。

○みそら

一応確認ですけれども市とみそら自治会が締結した確認書の内容についてはご覧いただいておりますか。

○林田（全国都市清掃会議）

はい。ただ全部理解をしているかと言われますと。

○みそら

日は浅いですからすべて理解されているとは申しませんけれども私がさきほど申し上げました心情で、しかし法令上であるとか制約があるでしょうからそれは林田さんの見識できちんと言っていただけるところは言っていただいて。それに対して我々はいろんな意味で意見を申し上げたい。住民の心情を汲んでいただくのがこういう問題の円満な解決の最大だろうと思っておりますので、それにプラス技術的な問題を重ねて解決していくという方向がいいんじゃないかなと思いますのでそういう形で

よろしくお願ひいたします。

○みそら

この間回答をいただきました。検討をいろいろいたしましたが、何回も言っておりますけれども、自治会は8年の約束を守れなかつた事に対して速やかに移転する。この速やかにというのがなかなか決められないのですけれども、今この交渉委員の中ではプラス5年ということがマックスだろうと。それなら住民の皆さんに。8プラス5で13ね。これだったら容認してもらえるんじゃないかという事で從前から何度も言っている。その結果が6年3ヶ月とか6年半とかね。そういう計画が出てきた。これを今日は説明していただきますけれども、その観点はいかに5年にするか。そういう観点で説明してもらわないと意味がない。6年半の説明を聞いたところで何の意味もない。わかりますよね。これをいかに縮めるか。そういう観点で全体の説明をしてもらいたい。それからいろいろな質問もありますから。ではよろしくお願ひいたします。その前に全国都市清掃会議というところは簡単に具体的にどのような事をやられているところなのか。ご存知ない委員もいますので簡単に。

○林田（全国都市清掃会議）

私どもは全国の自治体の清掃関係のところから会費をいただいて運営しております団体です。ほぼ全国の7割くらいの自治体、市町村が加入しております、形としては環境省の外郭団体という事でございます。公益社団法人という事になっております。事業活動としては大きくは2つあります、ごみ処理に関する普及や啓発であるとか調査ということを行っております。それから私どものところの技術部というところでは市町村のごみ処理施設の建設について技術的な支援をするという事を行っています。市町村から見ますとごみ処理施設というのはだいたい何十年に1回ですので、それについて知識のある方も何十年に1回ですのでなかなかいらっしゃらない。そういうこともあります助言あるいは技術的な支援をしていくというのが主となっております。現在は全国で27県の支援をしていると。私のほうで10県ほど見ております。それほどたくさん人数がいるわけではなくて直接作業にかかわっているのは3名ほどです。

○みそら

ほとんどが環境関係の担当の方で構成されているという訳ですね。

○林田（全国都市清掃会議）

もともと半分くらいは都市清掃会議のほうで雇われております。残り半分ほどが市町村から。

○みそら

四街道市はこの会にかなり前から入っているのですか。

○林田（全国都市清掃会議）

東京23区ですか千葉市だとか。

○みそら

四街道市はいつごろから入ったのか。かなり前なのかな。では説明の方に入って下さい。

○市

はい。それでは資料の概要をご説明させていただきます。スケジュールがメインになろうかと思いますけれども前回は文書回答を求められた事もございますのでそちらもあわせて回答させていただきます。お手元の資料の交付金にかかるスケジュールという事でご説明させていただきます。交付金でございますけれども、新規でもらう場合のスケジュールは10月までに県に提出、それから県で確認、審査のうえ12月に国の方へ提出というようなスケジュール。2月から3月にかけて国の方で承認をいただく。翌年度以降交付金の内示をいただけるというようになります。新規についてはこのようなスケジュール、その後の変更については随時受け付けてもらえるという事です。それからもう一点ですけれども既存施設の解体費用という事で交付金の対象になるのではないかという事でありますけれども、いわゆる解体費用を交付金として見ていただけるという場合は条件がございまして現在建てているところにどうしても建てなければならないという場合は、壊すのを先にやってそこに建てますという場合は交付金の対象にしてもらえるという事です。ただ場所が違ってほかのところに建てるという場合は交付金の対象にはならないという事でスケジュール表のあとにこのような文書も付けてございますけれどものちほどご覧いただければと思います。

○みそら

資料という事でいただけばいいです。説明を続けて下さい。

○市

主な変更点についてですが、8月21日に提出させていただきましたものの主な変更点をご説明させていただきます。まず機種選定と発注方式という点を今日お配りしたもののが8番になるのですけれども前回はここにあったものを6番のごみ処理施設整備基本計画の中で行うことといたしました。これが変更点1点目です。次に6番のごみ処理施設整備基本計画を1年から9ヶ月に短縮いたしました。これは基本構想とある程度重ねて行うものですので3ヶ月程度は短縮できるだろうというアドバイスをいただきまして短縮したものでございます。3点目ですがごみ処理施設整備基本設計とPFI導入

手続きを2年から1年半に短縮いたしました。これは全都清の林田課長のアドバイスを頂戴して短縮したものでございます。併せて契約手続きについては4年目の7月から9月というところにございますが前回はこれを6ヶ月としていたものを3ヶ月に短縮し、併せて最後の部分で期間を重ねることといたしました。次いで生活環境影響調査を2年から1年半へ短縮いたしました。開始時期につきましては循環型社会形成推進交付金を受け取るために3年目から着手といたしました。次に実施設計については6ヶ月では短いとの事で1年にいたしました。ただ実施設計の途中である程度かたまってきた段階で本体工事が可能なため6ヶ月程度で本体工事に着工することといたしました。これに併せて新施設長寿命化計画をあとにずらしました。これは実施設計をベースに新施設の長寿命化計画をつくるものですのであとにずらすものといたしました。さきほど説明させていただきましたけれども、地域計画の策定時期は県に問い合わせたところ昨年度は10月中に提出してほしいという事でしたのでそれにあわせて2年目の10月中というスケジュールにいたしました。最後に地元合意ですけれども基本合意を実線のみだったものを点線を半年付け加えております。最終合意については前に点線で伸ばしております。変更点については以上です。

○みそら

細かい質問はこれからしますけれども、短ぐするにはどの辺がネックになっているのか。

○林田（全国都市清掃会議）

これはできるだけ短縮した形で作らせていただいたという事で、何がネックかという事についてお話をさせていただきます。現在まだ何も計画していないような段階で土地は確保していますけれども一般廃棄物施設の施設構想、5番と6番ですね。この部分をなぜ1年半もかけてやるのかという事ですがまず新しい施設をどんなものにするのかという事で現在は国なんかだとバイオマスと申しまして中間については発酵させてバイオマスを作って発電すると。あるいはガス化溶融というようなものもあるのですけれども灰については溶融してスラグにして埋立処分を少なくするという施設。あるいは現施設のように焼却をして灰を埋めるというような施設もございまして、それがいちばん四街道市にとって有益かということを決めなければいけない。これを決めないとこの後の循環型社会形成地域計画というものがあるのですけれども、地域計画には交付金をもらうためにバイオなのかあるいは一般的の焼却なのか発電付なのかをうたっていないとこの計画は受理されない訳です。それまでに決めなければいけない。処理方式だけではなくて地域の皆様に関わることを決めておかないと。それが決まらないとその後の生活環境影響調査自体が進まないという事になります。あとはその後の話になりますけれども煙突の高さであるとか、現在は100メートル近くある訳ですけれども一般的には航空法の関係で59メートルというのが多い。小さくすればそれだけ建設費も安く済む訳ですけれども、地域の皆さんからすると拡散しなくて地域に悪影響を与えるんじゃないかとかいろいろなご意見がございます。そういうことも先に決めておくということになります。そのほかには事業方式ですね。今までだいたい市が建設しまして建設した後に引き取って運営は実際は運営委託会社がするんですけども市の方で運営を行うというのが一般的でしたが、現在は建設とそのあとの運営も一体で契約するという方式が全国で7割くらいになっています。それを事業方式と言っているのですがそういうものを決めていかなければならない。5番と6番の中で決めていくという事ですから1年半というのも非常に

タイトなスケジュールだと思うんですね。それを市が単純に決めるというのではなくて委員会であるとか一般的には学識経験者であるとか地域の方々を含めているところもありますし委員会を作つてその中で決めていくという事になります。委員会の回数自体も6回とか7回とかになる訳ですから、この中でやっていてもかなり難しい。委員会で1回出しても例えば公害防止基準なんかはこれをお出ししてそれをまた地域でまた検討されてそれでいいのかどうかとなりますとそれだけで1ヶ月、2ヶ月かかってしまいます。この地域計画が決まりましたらその後は契約手続きになる訳ですけれども、ごみ処理施設については性能発注方式というのをとっております。これは一般的には図面を作りましてその図面をもとに役所は予定金額を算定して発注する訳ですが、そうしますと実施設計にはだいたい1年くらい。契約までに図面を作らせる。作って予定金額を添付させまして契約する。契約なんかも入札にしても公告したり手続きをするとどうしても2~3ヶ月かかってしまう。だいたい1年くらいで済むのですけれどもごみ処理施設についてはプラントメーカーによって施設の大きさが違つてくる訳です。文書で性能を列記してそれをプラントメーカーに示して発注するという方式。国の方も性能発注方式というのを採用しておりますそれが8番に書いてある。これは通常であれば2年くらいかけてやっているんですけども今回どうしても短くしたいという事もありまして1年半というふうになっていますが、性能発注方式ですと文書で仕様書を作つて提示しますのでそれに対してプラントメーカーが図面を書いてくる訳です。おおまかな図面なんですけれどもその図面というのが見積設計図書という訳です。それを市の要求に合っているのかどうか審査する。参考見積仕様書の作成。これはまず市側で仕様書を作成するという事でここでは4、5ヶ月になっていますけれども仕様書を作成する。その仕様書をプラントメーカーに提示しまして設計図書を出させる。それだけのものですのでプラントメーカーも作るのにやっぱり3ヶ月とか4ヶ月とかかかる。その出てきたものをその下に整合性のチェックというのがありますけれども、市側でチェックしましてそれが市側の要求とおり水準とおりになっているのかチェックする。その後に最終的に仕様を固めまして設計図書をださせて入札にかける。現在は入札も以前は業者を指名して5社とか6社とか。でも談合だとかいろいろ問題があつて今は公募型一般競争入札だとかいろいろ広く広める期間だとか4年目に書いてありますけれども3ヶ月とか4ヶ月はかかってしまう。という事でこれが1年半。期間的にかかってしまう。これは公設公営といいまして市が建設して市が運営するという場合ですけれども、もしPFIなりDBOなりで決まったとしても同じくらい。ではそのあの建設がなぜ3年なのかといいますと、まず性能発注方式という事で見積設計図書というのが出ているのはこれは概要ですのでそれが今度は実際に実施設計、設計図書を作らせる訳ですが、建屋の設計図書とプラントの設計図書。建屋ですとだいたい半年くらいはかかってしまいます。半年たつてそれで建築確認を受けて工事に入ります。本体工事はここでいうところの5年目から入る訳ですけれどもだいたい本体工事は2年かかります。できたらこういう施設はすぐに使える訳ですから完成したらすぐに使う。ごみ処理施設の場合については試運転期間を設けている訳です。試運転して所定の機能を確認して引き渡す。その試運転にも2つございまして1つは電気を受電いたしまして機器を動かしながら全部が自動制御になっておりますのでうまく自動制御されるのかひとつひとつ確認していく訳です。そういうことが3ヶ月くらい。そのあとが実際にごみを燃やして運転を確認するという事で点線になっています。市からもご説明があったかとは思いますけれどもこの点線の期間については私もいろんな問題を見てきましたけれども、できるだけ旧施設にはごみを入れないで新施設に入れたいというところもございます。プラントメーカーからいうとこの試運転期間中というのはプラントメーカーのものなんですね。この期間に調整があつて止めなければならないといった時にそのごみはどこにも持つていけないとなつてしまふと全部プラントメーカーがお金を払つて処理しなければならない。それだとリスクというか危険が伴うという事で受

けないところもありますし、いや、いいですよと受けるところもある。全量引き受け。都城市だったかは非常にかたくなで受けないと。ある程度は受けるんです。試運転でも半分くらいは必要ですから。それ以上は勘弁してくれと。だからこういう状況を受けさせるというような事になるとそれを市側が仕様書に入れて試運転のこの3ヶ月はごみは全量受入れと市側で入れるという事になるんですけども、そうした場合には入札に参加する参加者が縛られる可能性がある訳です。市からみるとできるだけ競争をさせて価格を下げたいという想いがあろうかと思います。いろいろお話をさせていただきましたけれども以上が提案をさせていただきました理由です。

○みそら

今のは聞いていてもごく一般的な話なんですよ。例えばその最後のところにしても16番ね。最後のところの4月から6月が実線でそのあとが点線ですけれどもこれが試運転という事ですか。

○林田（全国都市清掃会議）

そうですね。7月からが試運転。

○みそら

他市の例では2年以内にやっているところはたくさんありますよ。一般的な話をしてもらってもどうしようもない。

○林田（全国都市清掃会議）

我々が把握している中で2年というのはございません。

○みそら

じゃあ今治市はそうだけれども。

○林田（全国都市清掃会議）

施設にもよるんですけども現在の施設は発電はないんですけどもだいたい今70トン以上の施設だと発電付というのが多い。国ほうも発電とは言っておりませんけれども交付金を出さないという事があります。

○みそら

3分の1だったらもらえるでしょう。

○林田（全国都市清掃会議）

いや。

○みそら

高効率発電。発電施設を絶対に作らなければならないのですか。

○林田（全国都市清掃会議）

熱利用率が10パーセント以上じゃないと。

○みそら

それはプールくらいでまかなえる。温浴施設。

○林田（全国都市清掃会議）

昼間は使うんですけども夜は使わないですから。発電をつけなければ2年半とかいう工期のものはあるんです。単純に焼却だけ。

○みそら

単純に何がネックなのか。5番、6番を早くすればいい。

○林田（全国都市清掃会議）

ただその5番6番は施設の根本を決めるものですので。

○みそら

もちろんそんなのはあたりまえの話。量がきまらなかつたら発注できないなんていうのは当たり前のこと。それをいかに早くするかという話を聞きたい。

○林田（全国都市清掃会議）

市としてこの施設がどういう処理方式でやるのか。今から決めるんですけれどもその過程というの  
は透明性が必要な訳です。

○みそら

それも必要かもしれませんけれども。11月からごみ処理対策委員会も始まる訳だから。そういう  
事はすべてやるんですよ。当たり前の話。だからその中でどうやって5番、6番を前に出せば下のや  
つが前にくるか。それが結果的にこの4年半から始まる造成工事、それから建設工事が短くなる訳  
ですよ。手前にくる訳ですよ。だから今のこのスケジュールを6年半とするんだったらあと1年半を  
いかに短縮するかという議論がいちばんのこれからの方針話し合いの対象なんですよ。今までのこの説明  
はいらない。他にもネックになるところがあると思うから質問させて下さい。

○みそら

ちょっと待って。きちんと詰めておきましょうよ。8番から13番までは3年目の4月からのス  
タートになっていますよね。そうすると7番までが終わらないとスタートできないという事ですよね。

○林田（全国都市清掃会議）

そうですね。

○みそら

そうするとこの6番と7番をこの7月からスタートしているのは何か意味があるのかと。これは5  
番と同じように1月からスタートしちゃますいのか。同じような内容なんですね。ここがこういうもの  
があるからここからしかスタートできないんですよというようなものがあるのかどうか。一緒にやる  
ものなのか。人手の問題なのか。業者は別々なのか。そういうような基本構想に基づいた数字を元に  
ごみ処理基本計画をやるんじゃないとか。そういうふうに考えればその数字を担当部署に流せばス  
タートは同じでいいんじゃないかと。こういうような感じがするんですけどもね。

○市

はい。さきほどもご説明させていただきましたけれどもひとつは順を追ってやっていくものですか  
ら詰められるところはなるべく詰めたと。

○みそら

だからできるのかできないのかという事。そこは何がネックでずらしているのか。順を追つてって言いますけれども一緒にできぬのかという事。

○市

発注がという事ですか。

○みそら

スタートがという事。

○みそら

5番、6番のスタートがネックだからそれを早くした方がいいだろうと。

○市

5番、6番はここにも書いてありますけれども12月補正で予算を確保しようという考えです。

○みそら

5番、6番の事を言っているんじゃない。6番、7番。

○林田（全国都市清掃会議）

これは交付金の関係です。

○みそら

先にそれを言わないからみんな理解に苦しむ。これを4番、5番、6番、7番を半年縮められたら、仮に1年縮められたとしますよね。まあそんな事はあり得ないのかかもしれませんけれどもそしたら半年縮められても8番以降は2年目のエンドからしかできないんですよと、そういう説明をすれば簡単にわかる事ですよ。

○林田（全国都市清掃会議）

4番の地域計画を県に出しますと環境省はそれを全国から集めて内示をする訳です。それがだいた

い3月頃に出るんですけれども、その内示がないと8番や9番はコンサルに発注する訳ですけれどもそこに出す費用について交付金が出ないという事でそれがいちばんネックになっています。

○みそら

費用はだいたいどれくらいなんですか。

○林田（全国都市清掃会議）

だいたい5千万くらいでしょうか。

○みそら

要は早くしなければならないから市が交付金をもらわずにやろうというふうに決めればできる事ですよね。

○林田（全国都市清掃会議）

ただこのほかにも10番に生活環境影響調査というのがありますけれどもこれが終了しないと都市計画決定が取れない。

○みそら

これにも交付金が出る訳ですね。

○林田（全国都市清掃会議）

はい。

○みそら

全部もらう訳ですか。

○林田（全国都市清掃会議）

そうです。

○みそら

10億くらいですか。

○林田（全国都市清掃会議）

いや。そんなにはいかない。8番か9番はどちらか。1億くらい。

○みそら

1億くらいを交付金をもらわずにやろうということであればできるという訳ですよね。前倒しで。

○林田（全国都市清掃会議）

そうですね。

○みそら

調査なり見積の作成なりいう事はできる訳ですよね。

○林田（全国都市清掃会議）

3ヶ月縮めるくらいは可能かと。

○みそら

私が知りたいのは要は交付金をもらうためには5番、6番、7番が完了して全部市が県が国へ出し、内示決定の手続きの問題がありますよね。そういう事が決まる以前に8番や10番の作業をしても法的には何も問題はないのか、もちろんそれに掛かる費用は交付金がおりていないんだから市の予算でやるというのは当然のことなんですけれども法的には問題はあるのかないのかその点だけ教えて下さい。

○林田（全国都市清掃会議）

法的には問題ありません。議会の問題はあろうかと思います

○みそら

もちろん議会の問題はあろうかと思います。先に使って交付金が下りた時にそれを賄うという事はできるんですか。立て替え。

○市

交付金の裏側には循環型社会形成推進地域計画というのを作つてこれとこれに充てたいという事でやりますので、先にやつちやつしたものについてあとからくつづけてというのはできない。

○みそら

ひとつ聞きたいのは地元同意というものがあいまいですがそれはあとにしてこの地域計画というのは10月に県に提出して県から国へ行くと。3月に内示で交付は毎年4月以降ですね。

○林田（全国都市清掃会議）

そうです。

○みそら

国の予算だからね。4月以降に漸次出てくると。その対象はこの計画の中の何にあたるのか。充当されるのか。

○林田（全国都市清掃会議）

8番、9番、10番、12番までがそうです。13番の用地の造成計画まで入ります。

○みそら

要するに市がごみ処理施設建設に支出するものはほとんど出るという事ですね。簡単に言うと。

○林田（全国都市清掃会議）

そうですね。

○みそら

そうすると交付金のタイミングがネックになる訳ですよね。もちろん整備構想や地域計画ができる

いと発注できないんだけれども、これは事務的な作業だから多分前倒しはできると思う。ただ交付金がおりないとできないというのであればもうこのお金が出るのは8番からでしょ。これを前に持ってくるには地域計画をいかに早く出すか。これは来年しかない。それができるのかできないのか。

○林田（全国都市清掃会議）

地域計画はごみ処理方式が決まっていかないと作れない。発電するのかバイオにするのか交付率が違いますので。

○みそら

そりやそうだ。それは基本計画の見直しの中でも論議される訳ですから並行的にやつたらいいと思いますけれどもね。

○林田（全国都市清掃会議）

ただこの内示が一緒だったと思うんですよ。

○みそら

地域計画提出の一覧表が出ているでしょう。もうそれが出されるタイミングが10月だけではないですよ。ギリギリのものもあるしね。そこを知りたい。絶対に4月なのか。4月に3月内示で翌年度の交付金の対象が決まって交付するという1年間のスケジュールが決まってしまうのか。随時申請してもいいとなっているでしょう。地域計画は。この交付のタイミングがまあ国の予算だから4月という気はするんだけども本当にそれが例えれば今年からこうりますよね。それが即出してもいい訳ですよ。地域計画は。県と協議会を開いて指摘を受けて修正して出せばいいだけじゃないですか。それがいつ交付されるのか。

○林田（全国都市清掃会議）

基本計画ができていないと地域計画は出せない訳ですから。

○みそら

それはそうですよ。ある程度です。同時並行。ほとんど同じ内容。どこの地域計画にしたって。

○市

さきほども申し上げましたけれども新規は10月までに県で12月までに国で3月までに承認と。変更は隨時で受けると。

○みそら

ほかのところで10月以降2月に申請しているところもある訳です。新設ですよ。それが問題じゃない。いつ申請するかが問題じゃない。いつ交付されるのか。

○市

お金の話ですよね。それは地域計画の承認を得たあとに通常は内示が出て交付決定を受けるというのが通常の流れです。

○みそら

だからそれがいつになるのか。

○みそら

国の規定はどうなっているのか。4月にしか交付されないのか。

○林田（全国都市清掃会議）

新規は10月ですから4月しかない。

○みそら

ネックはそこ。早めに申請してもらえばいい。

○林田（全国都市清掃会議）

今年の10月という事ですか。

○みそら

それが10月なのか2月なのか。他市の新設のところでやっているところがあるのですから。下関もそうだし。

○林田

内示表を見られたのかと思ひますけれども、これはインターネットで公表しているのですよね。これは今おっしゃられたように月に5回くらいやっているんじやなかつたかな。でも新規ではないと思います。

○みそら

これは新規の話をしているんですよ。これを調べて確認して出してもらわないと。と思うじゃだめなんです。それは何でかと言つたらネックだからですよ。これが早まらなければ全体計画が縮まらない。あと縮めるとしたら8番を短くするかあとはアイディアとしては交付金が4月に出るとすれば最初にお金を使うところは8番ですよね。これに対する市が作る仕様書があるでしょ。

○林田（全国都市清掃会議）

これは見積発注仕様書ですのでコンサル側が作ります。

○みそら

そういう意味ではなくて。市はできる訳ないんだからコンサルが作るに決まっているんだけれども交付金が出るのがわかっていないれば業者が契約したら今すぐに1億円くれっていう訳じゃないでしょう。契約の時に1億円下さいなんて業者はいない訳ですから。だから早められるだろうと。そういう事ですよ。8番の中身もね。これは交付が4月という前提で話していますけれどもね。交付が4月だとしてもその何ヶ月か前からスタートしても業者はすぐに1億円くれっていう訳じゃないでしょうという事。年度会計という事もあるのかもしれないけれどもこういう問題はいかに期間短縮をするかという発想しかしなくちやいかんという事。

○市

たださきほども申し上げましたように交付決定前に契約したものというのは交付の対象にならないんですよ。要はお金をいただけない。

○みそら

例えば8番にしても前倒しでやったとしますよね。そしたらその項目ごとに付けては交付金は使えるでしょう。申請するときにこれは交付金は使いませんと。別の項目に交付金の申請をしますと言えばほかで交付金をもらえる訳ですから。これに使いますっていって既に発注してしまつたらそれはい

けませんけれども。そのあとのものに関してははじめから時期をずらして申請すればそれは有効です上ね。全部が無効になる訳ではないですね。

○市

そうですね。

○みそら

そういう方法ができるんじゃないかというような提案なんです。

○市

今おっしゃったのは8番は実線と5つに分かれていますよね。ですから一番最初の実線部分だけ契約を切り離して前の年度に開始できるんじゃないのかというそういう事ですよね。それは可能か否かはすぐにはお答えできないんですけども例えば8番を分割して発注したとしても一体的に見た場合に分割発注する事が有効性があるのかないのかという話もありますのでそのあたりは可能性がなきにしもあらずなのでその辺は持ち帰り検討させてください。同じことが8番ないし9番を選ぶかが上の7番で決まりますから7番の作業の時に8番じゃなくて9番にしましょうよと。事業方式PFIもしくはDBOにしましょうよというふうになった時にPFI導入手続きも8番のように分けて部分的に前倒しで契約できるのか否かという可能性はちょっと検討させて下さい。今日は回答できません。申し訳ありません。これが詰めるポイントになってくるんじゃないかなと思います。同じことが今回も7番の事業方式の選定で昔の表だと9番とセットだったんですけどもそれを分けて前年度に持ってきちゃったという事例もありますから恐らく9番の中身も分けて前年度に持てこられるものもあるのかもしれない。それは検討させてください。

○みそら

16年度当時に検討している。表現は違うかもしれないけれども16年3月の資料には同時に検討してVFMは当市にはふさわしくないという簡単な調査なんでしょうけれども、そういうものは出しているからほぼ同じ。だから建設する時と普段の仕事と違うんだよというような理屈はあるのかもしれないけれども、扱う資料というのは同じような資料を扱っている訳だからその辺のテクニックというかやり方というのはあるんじゃないかなと思う。さきほど言ったように大雑把に自分で交付金をもらわずにやる覚悟があるのかどうなのかという事ですよ。そういうようにすればあとあと交付金が出た段階で1億覚悟していたんだけれども5千万は交付金でまかなえたなというものをあり得るんじゃないかなという事がおっしゃったように出ているんじゃないかなと。そのところを我々は見極めたいと思っているんですよ。市の姿勢。少なくとも佐倉、酒々井と広域加入していればこういう事がなかつた訳です。一番効果があるところでしょ。そういうところの精査が今回はできていないんだけれども、そういうものを踏まえれば1億くらいのものはある程度腹を決めてやってもらわんといかんな

という感じです。そういうような交付金も今みたいな申請の仕方によってはある程度使ったものじゃなければ出ないという事もある訳でしょ。そういう知恵を結集したものをして欲しかった。そこはわかりました。

○みそら

そういう意図があるという事とこの交付金というものの対象というものを聞きましたけれどもそれは全額じゃないからね。3分の1ないしは2分の1なんですよ。例えばこの8番に使う交付金というのはどういった形で出てくるのですか。

○林田（全国都市清掃会議）

これは計画支援業務です。

○みそら

申請しますよね。3年目の4月に交付金が下りるとしますよね。例えばその交付金は8番に対していくら使うか。そういうのは決まっているんですか。要するに8番にお金がいるっていう訳でしょ。交付金の割合はどのようになるのか。

○市

3分の1です。

○みそら

基本設計に交付金を下さいという申請をする訳ですか。そういう形でいく訳ね。

○市

そうです。計画書をまず出して承認を受けたと。その後に要望して内示がつきましたと。

○みそら

それは3月時点の内示の話をしているの。

○市

そうです。あるいは4月の冒頭。交付申請をして交付決定をいただく。

○みそら

すごくあいまいなんだけれども、要するに3月に内示を受けるのはどういう形かという話なんだけれども。

○林田（全国都市清掃会議）

トータルに対していくら払いますよという体裁なのか、もうそのときに各項目を出してそれぞれにいくらかかるからそれぞれの項目ごとに3分の1ですとか2分の1ですとかどちらかという事です。

○みそら

という事はこの地域計画というのを出しますよね。それが受理されましたと。内示される前に細かい8番だとか造成だとか環境調査だとかそういうものにこれだけ掛かるのでこれだけ下さいという申請書を出すという訳ですか。

○林田（全国都市清掃会議）

そういう事です。

○みそら

それじゃあまず最初にこれは出るんだろうけれども全額じゃないという事でしたよね。3分の1か2分の1か。だからこちらが言っているのは前倒ししたって後半の部分にお金を入れればいい訳だから。一体の申請をしておいて。要するに年度も変わるでしょというやり方もあるでしょという事。それから基本計画にしろ基本構想にしろこれ全部お金が掛かる訳ですよ。コンサルに出すんだから。これはどこから出る訳ですか。

○市

これは市の単独です。

○みそら

それは交付金の対象にはしないという事ですね。

○市

これをやって地域計画を作らないと申請できませんから、これはもうあきらめざるを得ません。

○みそら

これにはもう交付金の申請はしないと。

○市

はい。

○みそら

この表で言えば8番あたりから交付金の対象としていくという事ですね。さきほど言ったようにそれをいかに前倒しするか。1億くらいだったらね。そういう話もあるかもしれない。それは検討してもらって。4番の地域計画が出ない事には要するにどうしてもこの事業は3年目以降からじゃないとそれまでのものは事務的なやつだからね。計画の作成だとかね。地域計画も含めて。これをいかに短縮するかというのはここがネックになる訳ですよね。やっぱりね。交付金の開始が。あとはそこをいかに早くできるのかできないのか。それを調べて回答が欲しい。

○みそら

これは4番がきちんとできないと申請ができない訳ね。これは7月にできても要は10月スタートでここは極端に言えば仕方がないという事ですか。だけどここでちょっとオーバーしているけれども10日くらい。10月10日くらいになっているけれども大丈夫なの。

○市

県に聞いたところ10月中に提出という事でした。

○みそら

それくらいで国はジャッジするんだ。3ヶ月くらいで。要は申請すれば出るよという事か。

○林田（全国都市清掃会議）

予算の総額の中でという事。

○みそら

今年の10月に提出できればよかつたなという気はするけれども遅いよな。わかつたよ。ここを縮めても3年目の4月からというのはわかつたよ。

○みそら

それはわからないよ。

○みそら

わからないの。

○みそら

調べてもらうという事になっているんだから。

○みそら

5, 6, 7, 8, 9のほうに話がいつちやつていますけれども、まずはいちばんの基本は地元同意だと思うんです。同意が得られなければ話にならないので。その前に基本合意と最終合意、これはどう違うんですか。

○市

はい。

○みそら

いや。それはあとで聞きますから。

○みそら

これが決まらなければ下のなんて何も決まらないですよ。

○みそら

それはそうなんだけれども。それはあとで聞きますよ。最初に言ったように。4番から始まつたの  
でそっちのほうに。

○みそら

それはやっていただいて結構ですが。

○みそら

だからこの4番のこれがいつになるかがネックなんですよね。

○みそら

基本合意が来年の4月頃になっていますがこれは吉岡の総会後という事なんですか。そういう想定  
の話なんですか。

○市

そうです。そのとおりです。まずは建てていいか悪いか。そういう合意をいただいたあとに周辺整  
備あるいは地域還元、そういうものの話し合いをしていきながら協定書を結んでいく。その下の  
部分は操業協定、いわゆる新しい施設の公害防止協定について基本計画を進める中でこういった協定  
にしましょうと。ですからこの協定というのは二本立てという事でご理解下さい。みなさんいろんな  
お考えがありますからそれをまとめる必要があります。それをまとめる作業が点線。

○みそら

その条件をまとめると1年くらいかかるんですか。

○市

半年。それと周辺整備とあわせて公害防止等新たな施設の操業協定。こういうものがある。2つあ  
るとお考え下さい。

○みそら

最終合意は2年目の末にならないと今のところ予想がつかないという事ですか。

○市

基本合意の中で建てていいか悪いかを決定していただく訳です。その前段では周辺整備の提案ですかそういうのはもちろんする訳ですけれども今度はそれをまとめて最終的には協定書とか覚書とかというふうになるのですけれどもその作業がいちばん上の部分です。それとあわせて公害防止の操業協定といったものを結んでいきますので、それは下の部分で基本計画を作りながら実際の数字とかそういうものをお示しして操業協定を結ぶと。

○みそら

それができないと最終協定ができないという事ですか。

○市

これはどこでもだいたいそういう形です。

○みそら

年度のいちばん最後になっているというのはやはり総会とかそういうものを想定しての話ですか。

○市

さきほど申し上げましたように基本合意は初集会を考えておりますけれども、最終合意となると話し合いの中で吉岡区の皆さんがどのような形でやるかということを決めていく事になるんだと思います。総会が必要であれば総会で。

○みそら

最終合意が建築計画に対して何か影響を及ぼしていますかという事だと思うんですよ。時期が影響していますかという事。

○市

時期的には影響していないです。

○みそら

ほかの計画を全部移してもいいという話ですよね。要するに1年目の建設合意だけいただければ建築に関わるすべての作業はそこからスタートしてもいいという事ですね。

○市

そうです。最終合意がこの計画に影響を与えてるかという事ですよね。それは今の段階ではないです。

○みそら

1月に建設に合意していただければその最終合意というのはその契約の中身をやる訳ですよね。公害値をどうするかだとかそういうものは時間が掛かるでしょうと。それはこの下に連なっている作業には影響しないという事。

○みそら

計画上は2年目のエンドになっているけれどもこれが総会で決まるかもしれないし評議会で決まるかもしれないし、それはまあ一応こういうふうに取つてあるという事でしょ。

○市

そうです。ひょっとしたら生活環境影響調査の結果を見て決めたいという事もあるかもしれません。想定としては施設の部分で操業協定をいただきたい。ただそれが全体が伸びたり縮んだりというところに影響があるかというと影響は今のところないという事でございます。

○みそら

生活環境影響調査が2年目の最初から始まっていますよね。これは最終合意がいただけなかつたらできないんじゃないですか。

○みそら

3年目の4月からです。アセスをやるのは。

○市

アセスが最終合意がいただけないと着手できないんじやないかというお話ですよね。それはもし地元からそういう要望があればそうなる可能性はあります。ただ過去の事例や一般論で申し上げますと

施設計画でこれだけの公害防止をしますと決まる訳じゃないですか。それをもとに現地を調査して最終的には拡散予測をかけると。ですからもしその拡散がわからないという事であればフィールドワークはやらなければわからんからそういう事はないと思います。

○みそら

どういう影響が出るかわからなければ地元の方だって合意できないんじゃないですか。

○市

それはそうです。ですから先ほど申し上げましたように最終合意はもしかしたらそういう事もあります。ありますけれどもスケジュールには影響があるかというとそれはない。

○みそら

環境影響調査の過去の例を言えばこのクリーンセンターを建てる場合の契約前にやってるんだよね。その是非は別ですけれどもね。やはりそのデータが欲しいという事もあるでしょう。地域にとって。どんな影響があるか数値で出して下さいと言われることもある訳です。だからこれはやってもらってもいいとは思うんですけども今の話の中では10番の環境影響調査というのも交付金の対象だから3年目の4月からになっているとこういう意味なんですね。

○市

はい。

○みそら

だから相対的にこの交付金のタイミングがすべてのネックになっているという事ですよ。そういう事を言っている訳ですよね。市のほうは。繰り返すのもあれなんだけれども要するに交付の時期を調べてもらうと。それとこの中身もいかに短縮できるかが問題になってくる可能性が高い訳ですね。8番は2年。通常はもっとかかると。今2年を1年半にした。これを早くできないかというのは我々としてはそういう想いとしてはありますよね。それからあとひとつ聞いておきたいのは9番の7番も関連しますけれども9番については現状はどうなんですか。全国の建設でPFIでやっているところはあるんですか。DBOなり。

○林田（全国都市清掃会議）

DBOというのは全国で約7割。

○みそら

DBOとPFIの差は。

○林田（全国都市清掃会議）

PFIというのは民間企業が会社を作りまして銀行からお金を借りて建設費を賄って運用を行うというものがPFI。DBOというのは市が資金を調達して交付金も含めて市のお金で建設して運営を契約した業者が行うという事。

○みそら

という事は今やっている事か。

○林田（全国都市清掃会議）

いや。今の業者は建設時に契約した業者ではないですから。DBOは建設計画時に運営を20年間だとか一括で契約するという事。今のやり方は建設したあとに1年契約とか3年契約とかで契約しているという事ですよね。もうひとつ大きな違いは維持管理費、定期点検だとか壊れた費用だとかを今まで毎年市が契約しているがそれもあわせて20年間契約とか。

○みそら

それはメーカーのほうがその辺を盛り込んで。

○林田（全国都市清掃会議）

そうですね。

○みそら

実態はかわらない訳ですよね。

○林田（全国都市清掃会議）

利点というのは1年ごとに契約しているとメーカーの言いなりになってしまい可能性がある訳ですけれども、20年間ですと競争させる事ができる訳です。A社、B社、C社と。競争入札させますの

でそういう意味では少し下がる。メリットは費用が下がるという事。

○みそら

わかりました。PFIやDBOの選定、7番もですけれどもPFIはさきほども話が出ましたけれども16年に検討している訳ですよね。今言われたPFIはもうないんですね。ここ数年はどうですか。あまりないという事ですか。

○林田（全国都市清掃会議）

はい。銀行からお金を借りて建設いたしますので結局利息分が高い訳ですよね。DBOは市が資金調達して作りますから。その分が違う。

○みそら

なるほど。その話はやらないといけない事になっているらしいので。10億以上の施設に関してはこれを検討しなさいと。それはそれでいいと思いますけれどもそんなに長期間かけなくともいいという事はわかりますよね。

○林田（全国都市清掃会議）

ですから6番、7番で決めていく。9番は手続きの事ですから。

○みそら

6番、7番でできる訳ですよね。9番は手続きの事ですからね。これは必要かもしれないけれどもこんな期間は必要ない。これから短縮するためにはどんなものがあるのかを検討する必要があるので9番はそんなに重要な事ではないので。期間については手続きにかける必要はないのかなという気はします

○林田（全国都市清掃会議）

DBOになった場合も同じ手続きが必要です。DBOをやる場合にはまず入札公告をかけるんです。

○みそら

普通、公告から始まりますよね。

○林田（全国都市清掃会議）

そうです。その中で市は施設の仕様を出す訳です。仕様を出すと向こうから提案書というのが上がってくる訳です。その提案書を審査してA社、B社、C社と。その中でどれが一番いいのかどうか点数をつけたりあるいは事業者からいろいろ質問があがってきたり答えたり。上の8番と同じかそれ以上。だいたい通常は2年でやっている。それを縮めるという事で1年半。1年半と書いてありますけれども実際はコンサルの契約に3ヶ月くらいかかる訳です。内示がでていないと次に入れない訳ですから4月から契約手続きに入ろうとするとコンサルが決まるのは恐らく6月とか7月とか。

○みそら

コンサルには何を作らせるのか。

○林田（全国都市清掃会議）

仕様書ですね。要求水準書と言っていますけれども。あがってきました提案書をこれは段ボールひと箱分くらいありますので。1社あたり。それを委員会にかけて評価しますので。その委員会に比較表を作らせる。点数をつけるのはまだなんですかけれども点数をつけやすくするためにいろいろな資料を作成する。それからメーカーヒヤリングをやったり。

○みそら

じゃあこれはもう1年半くらいかかると。

○林田（全国都市清掃会議）

そうですね。ちょっと短いですけれどもギリギリ。

○みそら

四街道市の場合はPFIを導入するときに指針を作りましたよね。心配しているのはマンパワーが足りないと思っている。諮問委員会なんかがネックになっていたりするのですか。要するにやらなくていいものをやる必要がないという事。

○市

今の段階ではやるべきだという指針がございます。指針がある以上は何らかの検討をしなければな

らない。今ここにお示ししているように公設公営の方式、あとPFIでも純然たるPFIなのかDBOなのか大きく分けて3つのやり方があるのですけれども、そのうちなぜDBOを選択したのかというのをそれはいろんな経済波及効果やその契約上有利だという事の理由づけを市民に対して説明しなければならないというのが行政側にはございますので、この7番の事業方式選定の業務の中でコンサルタント事業を発注した業者さんの方にこれを明らかにするための資料を作ってもらってそれを説明の根拠とするという事しか術がないというところです。はじめからDBOありきだという事ですとやはり我々の理論武装としても説得材料が少ない。全体のスケジュールには影響はございませんのでご理解下さい。

○みそら

PFIやDBOというのは委員会で検討するという形になっていますよね。PFIにしてもDBOにしても四街道市というのはそういう経験がない訳ですよね。やっていますか。

○市

ないです。

○みそら

ないですよね。例えば結論としてDBOになった場合、公募という形でする訳でしょ。そういうあれば何社も出してくれればいいですけれども出てこなかった事も考えているんですか。そういう場合は直営方式になるという訳ですか。

○林田（全国都市清掃会議）

DBO方式でやって参加者がまったくないという事はないです。

○みそら

四街道市はある程度参加があるというふうに考えている訳ですね。

○林田（全国都市清掃会議）

この近辺ですと成田。

○みそら

四街道市の条例の中にあるからという事ですか。

○市

導入指針というものがございます。

○みそら

導入指針があるからこれは飛ばす訳にはいかないから指針に従ってやるという事なんですね。

○市

はい。その前に公設公営が適しているのか、公設民営が適しているのか民設民営がいいのか、どれがいちばんVFMというか同じ事をやるんだったらどれがいちばん経費的に削減効果があるのかを事前に調査する。そういうデータを基にして委員会にかけてどれがいいのか決めていく。

○みそら

心配しているのは市の条例や指針があるのでいいのですけれども、今のそういう市のメンバーの中で初めての事も出てくる訳ですからスケジュールに影響がでてくるのではないかと。

○市

全国都市清掃会議の林田課長さんもいらっしゃいますし、スケジュールのとおり十分やらせていただきます。

○みそら

DBOというのは四街道が今やっている方式ですか。

○市

今は純粹な公設公営です。あくまでも市が建設して市の事業として運営していて、職員は運転管理はできませんのでそういったところは専門の委託業者に委託しているという事でございます。

○みそら

PFIは。

○市

PFIは民間が資金を調達してDBOは我々が資金を調達する。

○みそら

DBOについては今まで検討していなかったのか。

○市

平成15年の整備計画ではまだ導入指針というものができていなかったのですけれども、PFI事業というのは国の方でももう法律ができていましたのでそういう事にもらんで四街道市が馴染むのかというところでは簡単な調査はさせていただいたという経緯はございます。

○みそら

DBOも検討したのですか。

○市

いえ。DBOは検討しておりません。

○みそら

一般的ではないのですか。

○林田（全国都市清掃会議）

DBOは一般的。BOTはPFIの一種。

○みそら

DBOは増えてきているのですか。

○林田（全国都市清掃会議）

全国で7割くらい。6番の基本計画の中でも検討は行いますのでそれ自体が全体の計画に影響するという事はございません。

○みそら

だいたいいいですかね。あとひとつ聞きたいことは地元同意のところでこの基本合意と最終合意の中身についてはさきほど少し出たのでだいたいわかりましたけれども、市として例えば基本合意については来年の4月とみていると。

○市

要は基本合意がいつ頃取れるかという話ですよね。これは先方様の都合もございますけれども、初集会であるとかあるいは臨時総会でお願いしたい。総会ですから最終的には決を取るという事になると思いますけれども仮に良いとなった場合には周辺整備の内容を詰めてまいりたい。

○みそら

総会は1月ですよね。そこで決めてもらうのがいちばん早い。それは確実にやってもらいたい。この間の議会でも言っておりましたけれどもそこで同意をもらうにはどうしたらいいか。パンフレットを配布しているようですがともっと具体的な提案をした方がいいでしょう。なぜそれを出さないのかというような議会の質問だったかと思いますけれども、地元としてはどういう事を考えてもらっているのかというのをやはり出してもらわないと総会あたりでは決められないと思います。

○市

おっしゃるとおり。議会でもご答弁申し上げているのですけれどもまずは施設がクリーンであるというイメージのパンフレットを9月2日に出しました。今後、地域振興策のイメージのパンフレットをお出しするというふうに答弁しております。これは近々に吉岡地区に対して全戸配布させていただく予定です。

○みそら

それはいつ頃やるんですか。

○市

今月中にはやります。

○みそら

そういうものがあってこそ向こうも評価して賛成のほうに傾くと思います。

○市

どちらかというと地域振興策のイメージを示した方が皆さんからああそうなのかというようなお気持ちになっていただけるという事で、これも実は行政が一方的にやっているという事ではなくて地域と相談しながらやっておりますので安心してという訳ではございませんけれども、それほどご心配いだかなくても大丈夫かなと思います。ただ相手も大勢の方いらっしゃいますから、反論や疑義を無くしていきながら1月を迎えるといつています。

○みそら

そういう形で1月には合意と。ただ基本合意の中身は曖昧。

○市

建設に同意していただくという事です。ただ総会ですから。良いという結論になりましたら市からの提案をもとにどこをどう整備しましょうというようなお話し合いをさせていただく期間が点線の部分。

○みそら

基本合意の点線ですか。地域振興策も含めてですか。

○市

そうです。

○みそら

そろそろ時間も経過しておりますので何かございますか。

○みそら

委員会を立ち上げるというので公募がございますけれども、公募の期間中に人員が揃わなかつたら

どうするのですか。

○市

市民公募期間が今週の月曜日まででございました。公募は4人という事で公募したのですけれども、公募者は4人以上の申出がありましたので今後審査させていただいて4人を選定してまいる手順であります。

○みそら

施設建設とプールなんかはセットなんですか。

○林田（全国都市清掃会議）

そんな事はございません。

○みそら

工夫してもらいたい。プールはお金がかかると聞いていて今のプールもガラガラで仕分けの対象で閉鎖しようかというような事にもなっていましたけれどもここに作るためにつくっちゃったという事もあるんだけれども土地を買うときにプールができますよというようなものもあったので。ちょっとそういうものはかなりお金がかかるのでやはり地域振興策の中でやはりそういうものは頭にありますか。利用されないと意味がないからね。無理に余熱利用施設を作つてお荷物施設になるのであればこれからそういうものを提案していくんでしようけれどもその辺のお金を上手に使ってやってもらいたい。プールはいくらかかるの。周辺整備にはお金がかかるので工夫してやってもらいたい。

○みそら

発電施設はいかがか。各家庭に配ったり。

○林田（全国都市清掃会議）

電気というのは法がございまして家庭に配布してはいけない。一般的には電力会社に売る。

○みそら

収益はどれくらいか。

○林田（全国都市清掃会議）

2千万から3千万くらい。

○みそら

プールを作らなくても発電施設を作れば余熱利用になる訳ですね。

○林田（全国都市清掃会議）

なります。

○みそら

作ったところはだいたい施設で使う分くらいは賄えているんですか。

○林田（全国都市清掃会議）

そうですね。

○みそら

一般的なのですか。

○林田（全国都市清掃会議）

そうですね。

○みそら

発電施設を備えた建設例を見せて下さい。

○みそら

13番をここから始めなければならない根拠は、下の用地造成工事が上の用地造成計画が終わってからになっていますね。

○林田（全国都市清掃会議）

これは12番の都市計画決定が下りないと造成できない。下りるのは10番の生活環境影響調査の告示縦覧が終わらないと下りない。これを更に送るとなると10番を短くしなければならない。これは春夏秋冬1年間ありますのでそれをまとめるのは3ヶ月。

○みそら

交付金がネック。何しろ我々は5年でやってもらいたい。2年は浪費てしまっている。市長が方針転換して。だから5年でやってもらっても7年なんです。その意識が我々は頭にある。いろいろ工夫して前倒しの方策をお願いしたい。

○みそら

期間については一般的な話。過去にも短くしてやっている訳ですから。やはり話にも出ましたけれども5年というのがやはりマックスなんです。みそらにとって。これを実現するためには確実にこの出された計画から更に1年以上短くしていかないといけない訳ですから。そこを議論していきたい。これからこちらの方といたしましては皆さんの意見を来月くらいに聞いて対応していくつもりでおりますが、それまでにも期間短縮について議論していきたい。我々の主張といたしましてはやはり5年なんです。5年にできないという事であればこちらも考えがある訳です。いろんな選択肢がある訳です。そういう事であれば即外部委託でやってもらうという考え方もある訳です。3月31日には本来であれば停止しているべき施設が動いている訳ですから。あとは5年は容認すると。じゃ5年以降は外部へ委託してもらってあとは建設してもらえばいい訳ですから。5年プラスα位だったらひとつしたら何とかあるかもしれない。これから1ヶ月後くらいに皆さんの意見を聞く予定ですがその間にも工夫できるところは工夫してもらって。

○みそら

最後にごみ処理施設というのは迷惑施設という事で全国民がそう理解していると思いますけれども、ここに作るときにいろんな話があったんだけど住民は何ら利益を受けないんですよ。千葉市長沼のところの三角町のところにごみ処理施設があるんですけども、そこに作る時にはこてはし台の団地の住民の方がかなり反対をして千葉市が知恵を絞って公害がまったくゼロという事はないのだから住民が喜んでいただけるようなあそこに公民館やリサイクルセンターを作つてリサイクル自転車なんかを安く近隣の住民だけじゃなく譲ったりだとかあとはテニスコートやグランドゴルフのグランドとかやっているんですけども住民がまったく感謝するものというものはない。例えばプールなんかを半額でやるだとか無料でやるとか目に見えた利益誘導じゃないですかけれどもそういうものを考えないと。一番大事なのは基本合意なので。もれなくやっていただきたいと思います。生活が良くなつた、変わつた、ありがたいといったような事をいつていただけるように合意に向けて努力していただきたい。

○みそら

今日はありがとうございました。

議事録確認者

みそら自治会事務局長 日 和 一 郎



四街道市環境経済部長 本 田 耕 資



